

提供日 2026/06/26
タイトル 志太広域事務組合新ごみ処理施設(仮称)
クリーンセンター整備事業に係る静岡県
環境影響評価条例に基づく事後調査報告
書の公表及び意見受付
担当 暮らし・環境部環境局生活環境課
連絡先 環境影響評価班
TEL 054-221-2268



志太広域事務組合新ごみ処理施設(仮称)クリーンセンター整備事業 に係る事後調査報告書の公表及び意見受付

(要旨)

志太広域事務組合より、同組合が平成25年から実施している「新ごみ処理施設(仮称)クリーンセンター整備事業」に係る県環境影響評価条例(以下「条例」という。)に基づく事後調査報告書(以下「報告書」という。)(※)が提出されたので、条例に基づき報告書を公表するとともに、**環境の保全の見地からの意見**を受け付けます。

※ 事後調査とは、事前の予測と実際とのギャップをチェックするために、工事中及び供用開始後の環境の状況を把握・検証する調査のことです。

1 事業の概要ほか

事業名	志太広域事務組合新ごみ処理施設(仮称)クリーンセンター整備事業
事業者	志太広域事務組合
事業実施場所	藤枝市仮宿
事業概要	計画面積:約2.75ha ごみ焼却施設:処理能力223t/日 供用開始時期(予定):令和9年1月
条例該当性	静岡県環境影響評価条例 第1種事業 廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の建設
事後調査報告	工事中の結果:4回(今回は3回目) 供用開始後:2回

2 報告書の公表・縦覧方法

(1) 公表

令和8年6月26日(金)に県生活環境課ホームページに掲載します。

URL: <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/assessetc/1002649/1017976.html>

(2) 縦覧方法

ホームページでの公開の他に、準備ができ次第、以下の場所で紙資料の縦覧を行います。

【静岡県】県生活環境課、県民サービスセンター(静岡県庁東館2階)、各財務事務所、西部農林事務所総務課天竜分室、県立中央図書館、静岡県総合教育センター

【藤枝市】クリーンセンター推進課、岡部支所、地区交流センター(広幡、葉梨)

【焼津市】環境課

3 意見書の提出

環境の保全の見地からの意見がある場合は、県に意見書を提出することができます。

(1) 提出期間

令和8年6月26日（金）から7月27日（月）まで

(2) 提出方法

住所、氏名、連絡先（電話番号等）を明記した意見書（様式任意）を、次のいずれかの方法により、県生活環境課へ提出してください。

持参	開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除いた日）の午前8時30分から午後5時15分までに県生活環境課（静岡県庁西館6階）に持参
郵送	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県生活環境課 宛て郵送
F A X	(054-221-3665) 宛て送信
電子メール	件名を「事後調査報告書に対する意見について」として、県生活環境課メールアドレス(seikan@pref.shizuoka.lg.jp)宛て送信

4 今後の手続

環境の保全に支障をきたすおそれがある等と判断した場合は、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずるように求める場合があります。

参加者募集告知 ・ 催事等の当日取材 ・ **実施事業等の紹介** ・ 調査結果等の公表

